

葛飾区電子契約実施要綱

令和7年7月31日
7 葛総契第325号区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）が行う電子契約の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって主務省令で定める基準に適合するものをいう。
- (2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書をいい、仮契約書も含む。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（区の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が区及びその契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (5) 担当者 区の職員のうち、電子契約の相手方に対する電子契約書の送信その他の電子契約サービスを利用した契約手続の実務を行うものをいう。
- (6) 承認者 区の職員のうち、電子契約の相手方と担当者がやり取りを行う電子契約書が必要な決裁を受けたものであることについて電子契約サービス上で承認をするものをいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 区における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

- (1) 法令等の定めにより書面で行うべきとされている契約
 - (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
- 2 契約担当者は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示するものとする。

(承認者の設置)

第4条 総務部契約管財課に承認者を置くものとし、総務部契約管財課長（以下「課長」という。）があらかじめ指定する職員をもってこれに充てる。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 区は、電子契約サービスの運用管理をするため、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、適正に管理するとともに、効率的に運用すること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、管理者が設定し、運用するものとする。

2 アカウントの変更は、管理者が行うものとする。

3 アカウントの取扱いは、担当者が適正に行うものとする。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの設定及び変更は、担当者が行うものとする。

5 管理者は、前項のパスワードを担当者以外の者に知られないように厳重に管理するものとする。

(電子契約によることの意味確認)

第7条 管理者は、契約相手方からの電子契約サービスの利用の申出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

(変更契約)

第8条 担当者は、締結した電子契約書に変更の必要が生じた場合は、変更契約書についても電子契約によることができる。この場合において、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続するものとする。

(電子契約書の保存)

第9条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるもので

はない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、電子契約の実施に関して必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則 (令和7年7月31日 7 葛総契第325号)

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。